

岡 住 第 7 8 4 号
平 成 3 0 年 9 月 2 7 日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森 雅夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

平成30年1, 2月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

定期監査の指摘事項の改善措置状況（平成30年1，2月実施分）

住 宅 課

指摘事項

収入事務について

平成29年11月30日現在、滞納繰越分の収入未済額が、公営住宅使用料において3億9,425万円余（収納率4.4%）、公営住宅用地使用料において13万円余（収納率0%）、市営住宅敷地内自動車保管場所使用料において462万円余（収納率7.5%）、貸地料において5万円余（収納率0%）、浄化槽共益費収入において300万円余（収納率0%）、損害賠償金において1,143万円余（収納率2.8%）、公営住宅退去修繕費において4万円余（収納率15.5%）認められました。

今後とも未収金の解消に格段の努力をしてください。

なお、現年度分のあるものについては、新たな収入未済を生じないように要望します。

改善措置状況

公営住宅使用料等の収入事務については、平成25年度から指定管理者制度を導入し、口座振替の利用推進と早期の納付勧奨を行うとともに、悪質滞納者に対する法的措置を強化して取り組んでおり、平成29年度においては、計21件の法的措置を実施したところです。

なお、指摘事項である滞納繰越分の収入未済額について、今後、債権管理条例に基づき、未収金の解消を図ってまいりたいと考えております。

また、現年度分については、早期の納付勧奨等により滞納の解消と累積防止に努めてまいります。

平成29年度定期監査時（平成29年11月30日現在 住宅課 調定分）

【滞納繰越分】

（単位：円）

	調定額①	収入済額②	不納欠損額 ③	収入未済額 ①－②－③	収納率 ②/①
公営住宅使用料	412,380,307	18,129,300	0	394,251,007	4.39%
公営住宅用地使用料	139,377	0	0	139,377	0%
市営住宅敷地内 自動車保管場所使用料	4,995,600	373,200	0	4,622,400	7.47%
貸地料	57,000	0		57,000	0%
浄化槽共益費収入	3,008,188	0	0	3,008,188	0%
損害賠償金	11,763,342	326,016	0	11,437,326	2.77%
公営住宅退居修繕費	51,500	8,000	0	43,500	15.53%

平成29年度（平成30年3月31日現在 住宅課 調定分）

【滞納繰越分】

（単位：円）

	調定額①	収入済額②	不納欠損額 ③	収入未済額 ①－②－③	収納率 ②/①
公営住宅使用料	392,851,307	26,640,354	194,380,734	171,830,219	6.78%
公営住宅用地使用料	139,377	6,496	0	132,881	4.66%
市営住宅敷地内 自動車保管場所使用料	4,995,600	467,700	141,000	4,386,900	9.36%
貸地料	57,000	36,000	0	21,000	63.15%
浄化槽共益費収入	3,008,188	3,000	2,445,333	559,855	0.09%
損害賠償金	12,746,542	382,016	0	12,364,526	2.99%
公営住宅退居修繕費	51,500	12,000	0	39,500	23.30%

岡中区福第 941 号

平成30年9月25日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大 森 雅 夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

平成30年4月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条12項の規定により通知します。

別 紙

定期監査の指摘事項の改善措置状況（平成30年4月実施分）

中区福祉事務所

指摘事項

○ 収入事務について

平成30年2月28日現在、返還金、徴収金及び返納金の滞納繰越分の収入未済額が返納金において3億7,883万円余（収納率2.9%）認められました。

債権管理を徹底し、今後とも収納未済額の解消に格段の努力をしてください。

また不納欠損処理が1,244万円余おこなわれていますが、返還意欲を阻害することのないよう、適切な管理に努めてください。

なお、現年度分について、収納促進により新たな収入未済の発生防止に努めてください。

改善措置状況

1 生活保護廃止ケースへの対応について

収入未済者の多くは廃止ケースです。低所得のため返済能力が乏しく返納金回収に苦慮していますが、適宜督促し納付を促しています。また、居所不明者については可能な限り住所の確認、資力調査等を随時実施しています。

2 生活保護受給中ケースについて

市内他5福祉事務所分を含む滞納者には口座振込を窓口払いに変更し、担当ケースワーカーが納付を促しています。また、悪質な不正受給者に対して警察署と連携し告訴を検討しています。

3 保護費から徴収金を控除するケースについて

返納金は原則一括納付としていますが、資力がなく一括納付困難者には分割納付を認めており、繰越の一因となっています。昨年からは78条徴収金は保護費からの控除（天引）を開始し、保護受給中の者には本制度を推進していく方針です。

今後とも、福祉振興係と生活保護係が連携し、①返納金管理台帳による債権管理を徹底すること
②訪問調査活動による細やかな生活指導や生活保護制度の周知を図り返納金の発生を未然に防止、抑制すること、③催告書の一斉送付とケースワーカーが納付を勧奨すること、等を計画的に実施し、不納欠損に陥ることのないよう努めてまいります。

<参考>

(1) 生活保護法第63条の規定に基づく返還金の収入状況は、次のとおりです。

返還金の収入状況

(平成30年2月28日現在)

区分	細節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
中区福祉事務所	返納金(滞納繰越分)	104,743,213	4,121,724	4,668,271	95,953,218	3.9%

(平成30年3月31日現在)

区分	細節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
中区福祉事務所	返納金(滞納繰越分)	104,743,213	4,443,268	4,668,271	95,631,674	4.2%

(2) 生活保護法第78条の規定に基づく徴収金の収入状況は、次のとおりです。

徴収金の収入状況

(平成30年2月28日現在)

区分	細節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
中区福祉事務所	返納金(滞納繰越分)	296,799,267	7,331,876	7,751,748	281,715,643	2.5%

(平成30年3月31日現在)

区分	細節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
中区福祉事務所	返納金(滞納繰越分)	296,799,267	7,954,108	7,751,748	281,093,411	2.7%

(3) 返還金及び徴収金以外の返納金の収入状況は、次のとおりです。

返納金の収入状況

(平成30年2月28日現在)

区分	細節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
中区福祉事務所	返納金(滞納繰越分)	1,312,980	118,395	25,635	1,168,950	9.0%

(平成30年3月31日現在)

区分	細節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
中区福祉事務所	返納金(滞納繰越分)	1,312,980	118,395	25,635	1,168,950	9.0%

(4) 返還金、徴収金及びそれ以外の返納金の合計の収入状況は、次のとおりです。

(平成30年2月28日現在)

区分	細節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
中区福祉事務所	返納金(滞納繰越分)	402,855,460	11,571,995	12,445,654	378,837,811	2.9%

(平成30年3月31日現在)

区分	細節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
中区福祉事務所	返納金(滞納繰越分)	402,855,460	12,515,771	12,445,654	377,894,035	3.1%

岡東区福第1743号
平成30年9月19日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森 雅夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

平成30年4月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

別 紙

定期監査の指摘事項の改善措置状況（平成30年4月実施分）

東区福祉事務所

指摘事項

○ 収入事務について

平成30年2月28日現在、返還金、徴収金及び返納金の滞納繰越分の収入未済額が合計で8,863万円余（収納率5.2%）認められました。

債権管理を徹底し、今後とも収入未済額の解消に格段の努力をしてください。

また、不納欠損処理が225万円余行われていますが、返納意欲を阻害することのないよう、適切な債権管理に努めてください。

なお、現年度分についても、収納促進により新たな収入未済の発生防止に努めてください。

改善措置状況

1 生活保護廃止ケースへの対応について

廃止ケースについては、低所得者が多く返済能力が乏しいため未収金解消に苦慮していますが、定期的な督促又は催告により納付を促しています。また、居所不明者については、戸籍附票の取得等により随時調査を行っています。

2 生活保護受給中ケースへの対応について

市内他5福祉事務所分を含む収入未済者については、納付状況や指導すべき事項等の情報を債権管理担当者から現担当ケースワーカーへ毎月提供しており、適切かつ効果的な納付指導に努めています。

3 保護費からの徴収金控除について

昨年度から78条徴収金の保護費からの控除（天引き）が可能となり、同意が得られた受給者について適用しております。また、現在保護費からの控除を行っていない受給者に対しても、丁寧な制度説明を行い、適用の推進を図ってまいります。

福祉振興係と生活福祉係及び他福祉事務所との連携を強化したことにより、すべての納付義務者に適切な納付指導が及び、未収金解消に一定の効果が得られていますが、債務額が大きい納付義務者の未収金解消には時間がかかるため、このことが収納率を下げる一因ともなっております。

これらの現状を踏まえて、今後とも債権管理を徹底し、未収金解消及び不納欠損の抑制により一層努めてまいります。

また、現年度分については、早期解消に特に努めてまいります。

<参考>

(1) 生活保護法第63条の規定に基づく返還金の収入状況は、次のとおりです。

返還金の収入状況

(平成30年2月28日現在)

区分	細節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
東区福祉事務所	返納金(滞納繰越分)	48,179,461	3,244,666	243,768	44,691,027	6.7%

(平成30年3月31日現在)

区分	細節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
東区福祉事務所	返納金(滞納繰越分)	48,179,461	3,344,065	243,768	44,591,628	6.9%

(2) 生活保護法第77条の規定に基づく徴収金の収入状況は、次のとおりです。

徴収金の収入状況

(平成30年2月28日現在)

区分	細節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
東区福祉事務所	返納金(滞納繰越分)	919,909	15,000	0	904,909	1.6%

(平成30年3月31日現在)

区分	細節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
東区福祉事務所	返納金(滞納繰越分)	919,909	15,000	0	904,909	1.6%

(3) 生活保護法第78条の規定に基づく徴収金の収入状況は、次のとおりです。

徴収金の収入状況

(平成30年2月28日現在)

区分	細節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
東区福祉事務所	返納金(滞納繰越分)	45,699,906	1,594,489	1,927,915	42,177,502	3.5%

(平成30年3月31日現在)

区分	細節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
東区福祉事務所	返納金(滞納繰越分)	45,699,906	1,772,689	1,927,915	41,999,302	3.9%

(4) 返還金及び徴収金以外の返納金の収入状況は、次のとおりです。

返納金の収入状況

(平成30年2月28日現在)

区分	細節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
東区福祉事務所	返納金(滞納繰越分)	1,052,579	108,537	82,269	861,773	10.3%

(平成30年3月31日現在)

区分	細節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
東区福祉事務所	返納金(滞納繰越分)	1,052,579	108,537	82,269	861,773	10.3%

(5) 返還金、徴収金及びそれ以外の返納金の合計の収入状況は、次のとおりです。

(平成30年2月28日現在)

区分	細節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
東区福祉 事務所	返納金(滞納繰越分)	95,851,855	4,962,692	2,253,952	88,635,211	5.2%

(平成30年3月31日現在)

区分	細節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
東区福祉 事務所	返納金(滞納繰越分)	95,851,855	5,240,291	2,253,952	88,357,612	5.5%